

■ 保育料徴収額表

令和8年9月1日現在

階 層 区 分			保育料 (月額) (円)			
			保育標準時間認定		保育短時間認定	
			0～2歳児	3～5歳児	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0		0	
B	市民税非課税世帯		0		0	
C	市民税均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等	6,150		5,750	
		上記以外の世帯	12,300		11,500	
D1	市民税所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	6,300		5,900	
		上記以外の世帯	14,400		13,600	
D2	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	6,300		5,900	
		上記以外の世帯	19,900		19,000	
D3	57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	6,300		5,900	
		上記以外の世帯	22,500		21,600	
D4	77,101円以上 87,000円未満		25,200	0円	24,300	0円
D5	87,000円以上 97,000円未満		27,600		26,600	
D6	97,000円以上 115,000円未満		31,700		30,700	
D7	115,000円以上 133,000円未満		35,300		34,200	
D8	133,000円以上 151,000円未満		37,500		36,400	
D9	151,000円以上 169,000円未満		40,300		39,100	
D10	169,000円以上 190,100円未満		43,000		41,800	
D11	190,100円以上 211,300円未満		45,400		44,200	
D12	211,300円以上 256,100円未満		47,800		46,500	
D13	256,100円以上 301,000円未満		50,600		49,300	
D14	301,000円以上 397,000円未満		52,700		51,400	
D15	397,000円以上		54,500		53,100	

- (注1) 階層区分は、毎年4月から8月は前年度の市民税額、9月から翌年3月は当年度の市民税額により決定します。
- (注2) 市民税課税額を計算する場合には、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用しません。
- (注3) ひとり親世帯等とは、母子または父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯をいいます。
- (注4) 月途中に入所した場合の保育料は、日割り計算となります。退所は、原則月末日となりますので、在籍月分まで月額保育料がかかります。
※転出により、転出先の保育所等に月途中からの入所が決定している場合などは、例外的に日割り計算となります。自己都合で長期欠席されたりした場合は、利用の有無にかかわらず保育料がかかりますのでご注意ください。
- (注5) 10円未満の端数は切り捨てます。
- (注6) 保育必要量が標準時間の場合は一日最大11時間、短時間の場合は一日最大8時間の保育の利用に対する徴収額を示すものです。
- (注7) 教育・保育給付認定(以下「認定」という。)第3号は、満3歳に到達したことにより、年度途中で認定第2号になりますが、その年度中の保育料は認定第3号を適用します。
- (注8) 同一世帯から2人以上の児童が利用している場合の半額等適用の基準について
小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の児童から順に2人目は上記の半額、3人目以降は無料とします
- (注9) D2階層以下の区分において、生計が同一であれば年齢制限なく児童数に数え、そのうち第2子は上記の半額、第3子以降は無料とします。
- (注10) ひとり親世帯等についてはD3階層以下の区分において、生計が同一であれば年齢制限なく児童数に数え、そのうち第2子以降は無料とします。
- (注11) 名張市3人目プロジェクトとして、保護者が扶養している高校卒業まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童のうち、最年長の児童を1人目とし、3人目以降は無料とします。

■ 教育・保育給付認定第2号・3号におけるスポット保育及び延長保育料金表

- ・保育料徴収額表の階層区分の「A」及び「B（ひとり親世帯等及び里親に限る）」を除き、次の保育時間に保育した場合においては、下記の料金を徴収します。
 - ・延長時間は各施設で異なりますので、利用施設にてご確認ください。
- ※スポット保育及び延長保育の利用料については、幼児教育保育無償化の対象外です。

（１）保育短時間認定の延長保育のスポット保育利用料金（１回あたり）

（円）

支給認定区分	時間 開所時間から 8:30まで	8:00から 8:30まで	16:30から 17:00まで	16:30から 17:30まで	16:30から 保育標準時間 終了時間まで
2号認定(3歳以上児)	200	100	100	150	200
3号認定(3歳未満児)	250	150	150	200	250

- ・スポット保育料については、保育料徴収額表（注８）～（注１１）を適用しません。
- ・利用料金については、申請時に徴収します。

（２）保育標準時間認定の延長保育のスポット保育利用料金（１回あたり）

（円）

支給認定区分	時間 開所より11時間 経過後から 15分間後まで	開所より11時間 経過後から 45分間後まで	開所より11時間 経過後から 1時間後まで	開所より11時間 経過後から 2時間後まで
2号認定(3歳以上児)	200	400	500	600
3号認定(3歳未満児)	300	500	600	700

- ・スポット保育料については、保育料徴収額表（注８）～（注１１）を適用しません。
- ・利用料金については、申請時に徴収します。
- ・保育短時間認定の児童が利用する場合は、（１）に加算します。
- ・延長保育（月額）利用者が申請時間を超えて利用する場合は、利用した時間までのスポット保育利用料金と月額の申請時間までのスポット保育利用料金との差額を徴収します。

（３）延長保育料金（月額）

（円）

支給認定区分	時間 開所より11時間 経過後から 15分間後まで	開所より11時間 経過後から 45分間後まで	開所より11時間 経過後から 1時間後まで	開所より11時間 経過後から 2時間後まで
2号認定(3歳以上児)	2,000	3,000	4,000	5,000
3号認定(3歳未満児)	2,500	4,000	5,000	6,500

- ・延長保育料については、保育料徴収額表（注８）を適用し、（注９）～（注１１）を適用しません。
- ・公立保育所においては、保育料徴収額表に定める額に加算して徴収します。
- ・公立保育所以外の保育施設では、延長保育料金のみ別途徴収となります。